

**大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会(第6回)**

**補足説明資料**

# 5-1. 既存ストックの有効活用、民間団体との連携のあり方

## (6) 業務体制の整備

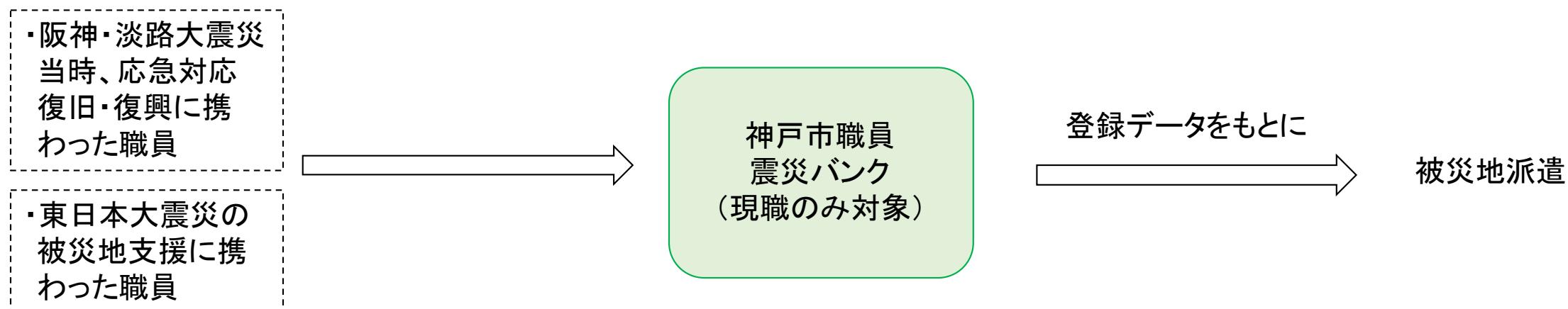
### 【神戸市職員震災バンク(神戸市)】

- 神戸市では、阪神・淡路大震災当時、市職員として在職し、現在も在職する常勤職員のうち、震災後の応急対応、復旧・復興事業に携わった者を本人の同意を得て人材登録を行い、他都市で大規模災害が発生した場合に被災地に派遣する支援要員として確保するとともに、神戸市における震災体験の風化を防ぎ、職員の災害対応能力の継承と向上を図ることを目的に、平成14年度から登録を行っている。
- 職員震災バンクへの登録者数は、平成14年度は3,487人であり、現在は現職のみを対象として2,070人となっている（平成24年度に東日本大震災の被災地支援に携わった職員1,150人を追加登録）。
- 職員震災バンクへの登録は、現職のみを対象としているため、阪神・淡路大震災を経験した職員の退職とともに、登録者数は当初より約3割減少したが、東日本大震災の際は、以前の登録データをもとに退職職員の派遣を行った。
- 具体的な業務には、災害対策本部運営、避難所運営、被災者の健康支援、建物危険度判定、り災証明、応急仮設住宅、救援物資搬送、ライフラインの復旧、住宅復興、港湾復興、災害給付金などがある。

### 【神戸市職員震災バンクのイメージ】

H14年度～登録スタート

平成14年度(初年度) 3,487人 ⇒ 2,070人(現在)



# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (1) 被災者の状況に応じた適切な支援

### 【被災地における雇用の確保、地域の活性化】

- 被災地で仕事を失った漁業関係者等がNPOを設立し、被災地で地元住民の生活を支えながら収入を確保する事東日本大震災後、厚生労働省による「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を通じ、被災後1年間で、被災3県において約29,600人の雇用創出につながっている。
- 緊急雇用創出基金事業により業等、地域の活性化につながっている。

#### (厚生労働省「雇用創出基金事業」の活用による被災者の雇用機会の創出)

- 被災した方々の雇用の場を確保するため、リーマンショック以後に都道府県に設置した重点分野雇用創造事業の基金を活用して、当該事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加した。
- これによって、例えば岩手県では臨時職員として直接雇用する120人分を、震災後約1ヶ月後の平成23年4月7日からハローワークで募集開始する等といった迅速な対応にもつながった。
- 同事業によって、震災後1年間で、被災3県において約29,600人の雇用創出につながっている。

#### (同事業によるその他の事業例)

- 仮設住宅における飲食・支援物資の配布等、日常生活上の支援
- 避難によって無人化した地域における見回り
- 地域外から避難し、交通手段を持たないために外出が問題となるケースにおいて、被災者専用の巡回バスを運行 等

〔厚生労働省職業安定局「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組～東日本大震災からの雇用復興に向けて～」(平成24年3月)、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課「被災地の雇用創出基金事業について」(平成24年4月25日)より内閣府作成〕

### ■ 漁業関係者によるNPO創立、被災者の雇用の例 (NPO法人はらがま朝市クラブ)

- 福島県相馬市の原釜港では、津波で船や自宅、水産加工場など生活手段を失い、原子力発電所事故の影響で漁業再開の目処が立たない状況であった。
- 平成23年5月、地元ではなく、仙台の市場から魚を仕入れ、「はらがま朝市」を開催。避難所暮らしが続き、新鮮な魚介類を切望していた被災者に喜ばれた。
- 朝市では、行政が手配しきれない支援物資の配布やボランティアの受け入れも行った。
- 仮設住宅への入居後、買い物の不便等の課題が生じたことから、同NPOが、絆づくり応援事業(福島県緊急雇用創出基金事業)で雇用された被災住民による、リヤカー行商「海援隊」を組織し、相馬市内にある仮設住宅(1,500戸約3,000人／飯館村、南相馬市住民含む)を、毎日全戸「声かけ訪問」することで「見守り役」をかねて野菜や飲料、日常雑貨を販売する事業を実施した。

〔復興庁「被災地での55の挑戦—企業による復興事業事例集—」(平成25年4月)より内閣府作成〕

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (2) 要配慮者世帯への支援

### 【災害救助法:救助事務費の範囲】

- 『災害救助事務取扱要領』（平成29年4月）では、例えば、大量の民間賃貸住宅の借り上げにおける被災者への住宅の斡旋や業者との契約、賃金支払いなどの膨大な事務作業について専門的な業者に事務を委託することを救助事務費として認めている（ただし、応急救助以外の災害復旧や復興に関係する事務は対象外）。
- 要配慮者への応急借上住宅のマッチング作業についても、市町村がシルバー人材センターやNPO等に委託する場合、当該委託費は救助事務費の対象となる。

### ■災害救助事務取扱要領（平成29年4月）【抄】

#### 第5 救助事務費に関する事項

##### 1 救助事務費の範囲

##### (2) 救助事務費として認められる経費

##### サ 委託費

応急救助の事務の執行に必要な業務委託費である。

(ア) 救助事務は、本来、救助の実施機関が自ら行うのが基本であるが、発災時において、円滑な事務を実施するには限界が生じる場合があるため、例えば、大量の民間賃貸住宅の借り上げにおける被災者への住宅の斡旋や業者との契約、賃金支払いなどの膨大な事務作業について専門的な業者に事務を委託し、事務の効率化を図るための経費である。そのため、あらかじめ委託の可能性があるもの事務を特定し、事前にその事務を受託可能な業者等と協定を締結するなどの取組みを行うことが望ましい。

(イ) なお、この委託費は応急救助以外の災害復旧や復興に関係する事務は、対象とはならない。

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (2) 要配慮者世帯への支援

### 【阪神・淡路大震災復興基金(兵庫県・神戸市)】

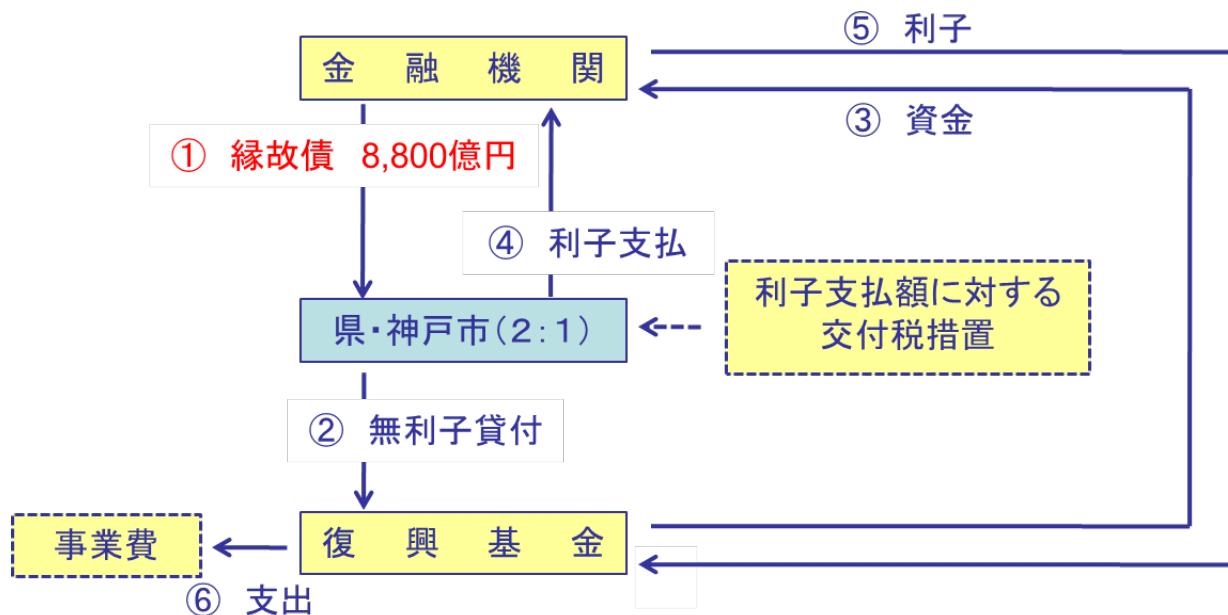
- 阪神・淡路大震災からの早期復興のためには、既存制度の枠内での支援だけでは困難な状況であったため、様々な制度拡充や創設をする一方で、総合的な復興対策をより長期的・安定的・機動的に進めるために、兵庫県及び神戸市で『阪神・淡路大震災復興基金』を創設した(H7.4.1)。
- 本基金により、住宅・生活・産業・教育など幅広い分野にわたる支援を実施し、最終的には当初の28事業の4倍にあたる116事業を実施した。
- H29年3月31日現在、約3,675億円が申請され、平成28年度末までに、そのうちの約3,673億円が被災者等へ既に支給されている。

### 【阪神・淡路大震災復興基金(兵庫県・神戸市)の概要】

#### 事業スキーム

基本財産・・・200億円  
運用財産・・・8,800億円(平成9年3月に3,000億円を増額)

出捐割合、貸付割合ともに兵庫県:神戸市=2:1



#### 事業内容

事業名	内容(具体例)	事業数 (H24.3月)	申請済額 (H29.3月)	
住宅	被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業 (例)被災者住宅購入・再建支援事業補助	34	1,138億円	31%
産業	被害を受けた中小企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業 (例)緊急災害復旧資金利子補給	34	573億円	16%
生活	被災者の生活の安定・自律及び健康・福祉の増進を支援する事業 (例)被災者自立支援金	32	1,856億円	50%
教育	被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業 (例)私立学校復興支援利子補給	16	106億円	3%
その他	その他被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業 (例)震災の経験・教訓継承事業			
合計		116	3,675億円	

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【復旧・復興支援制度検索サービス】

- 内閣官房IT総合戦略室等では、国と自治体(東日本大震災及び熊本地震により被災した都道府県及び市町村)の被災者支援制度を一元的に検索可能なデータベースとして、『復旧・復興支援制度検索サービス』を提供している(2012年～)。
- 検索画面では、災害種類、地域区分、支援種類といった様々な観点から、支援制度が検索できる構成となっており、情報のアクセス性に配慮されている。(国連公共サービス賞(2014)ファイナリスト、 <https://www.r-assistance.go.jp/> )

#### 従来の課題

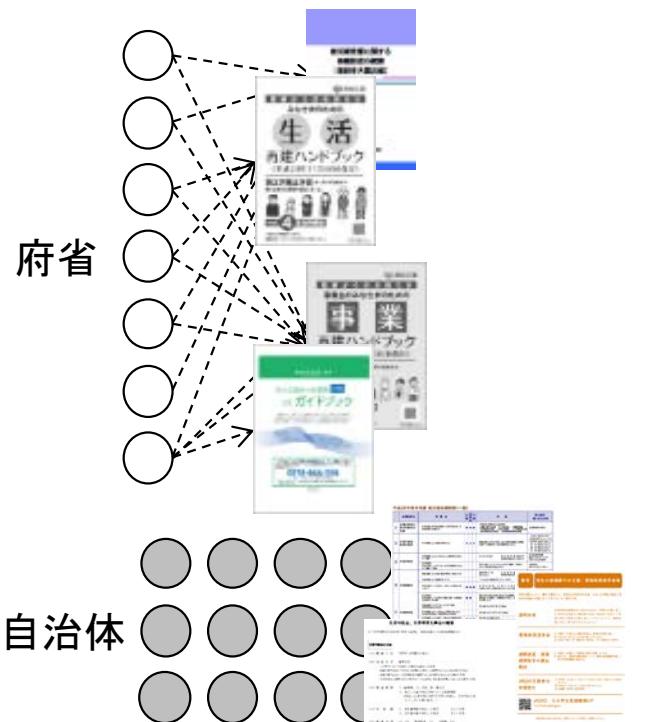
各機関が紙やwebで独自に情報提供

##### ◆被災者

- 探せない
- 最新情報がわからない
- 記載方法もバラバラ

##### ◆行政機関

- 案内をするのが大変
- 各自治体で独自に冊子を作成するのは負担



#### 復旧・復興支援制度検索サービス

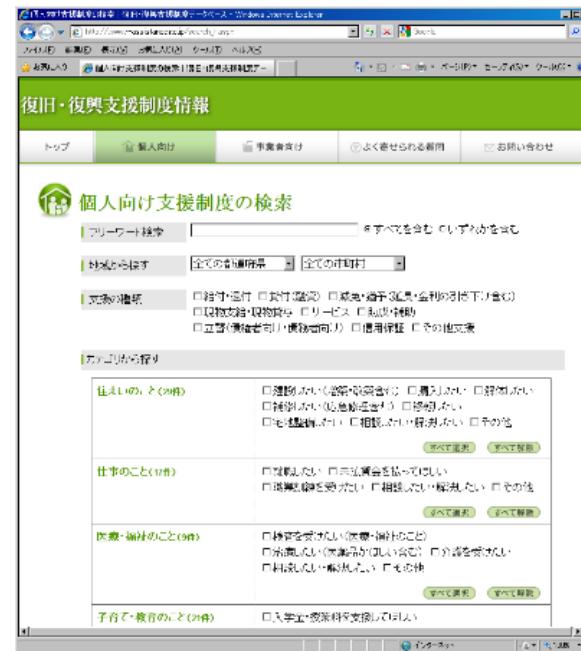
##### 基本機能

- 被災自治体に合わせて復旧・復興支援制度を検索可能
- 希望条件に合わせた追加支援情報の通知

##### 2016年の追加機能

- 熊本地震への対応
- 災害以外の生活支援情報の登録(一部)

スマートフォン対応



900件を超える支援制度  
約4万アクセス/月

#### 成果

- 被災地域からの安定したアクセス
- 職員、士業による被災者相談の内容の充実

##### 改善要望点

- 日常的利用を通じた普及
- 国の制度情報のひな形化
- 外国語対応
- 更新の充実

##### 2017年の追加機能

- 全国の自治体が利用できるように拡張
- 災害以外の生活支援情報の登録
- 制度をID管理

災害だけではなく、普段使いの支援制度案内サービスを目指す。

##### 今後の課題

- 国・地方を通じた社会基盤化。(政府内の安定した運用部局の確定)

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

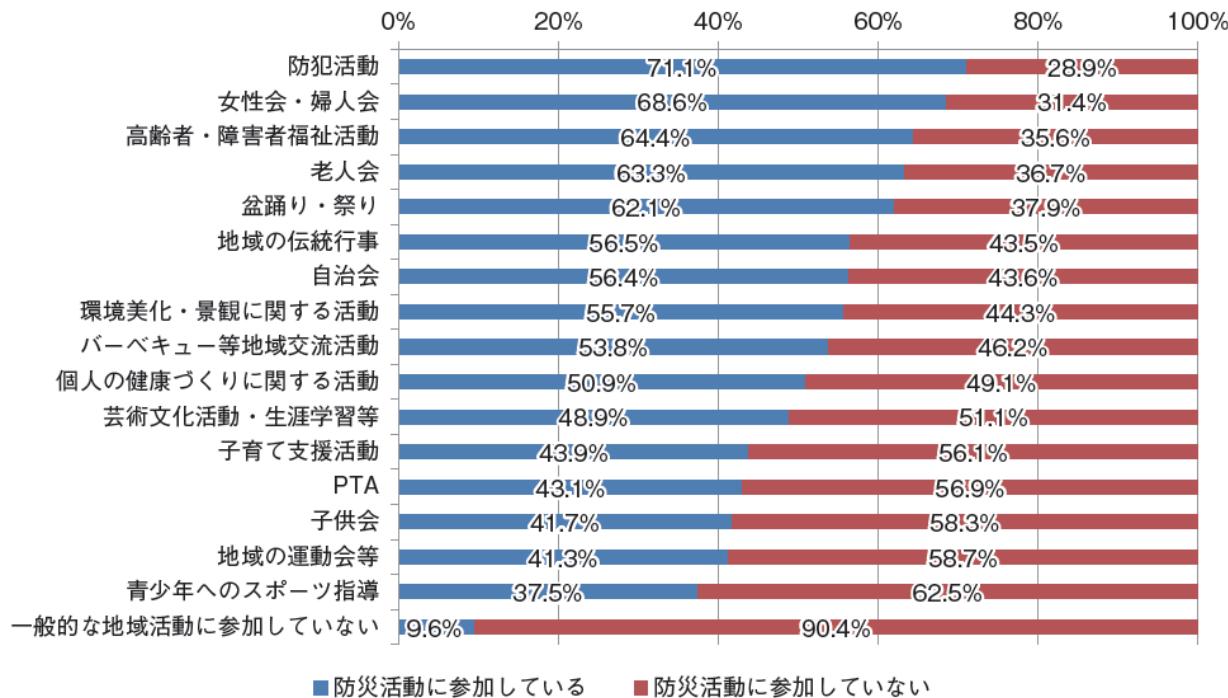
## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【自治会等の地域コミュニティによる支援制度等の情報提供①】

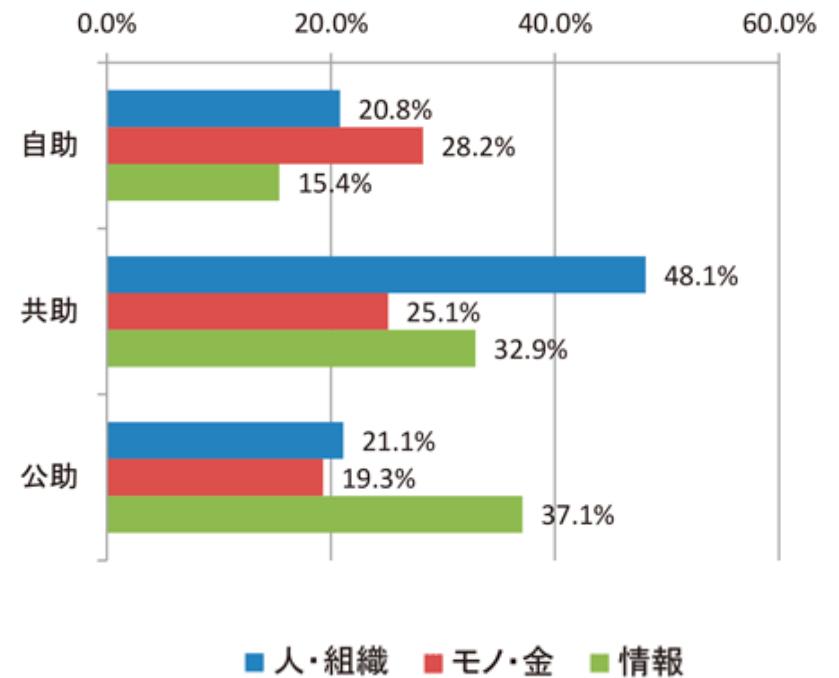
- 内閣府の調査では、地域活動（地縁活動）を行っている者の方が、防災活動に参加している割合が高くなっており、地域活動の活性化が地域防災力の強化にもつなげる可能性がある。
- また、同調査では、地域の防災活動の活性化に必要なものは「共助」であるとする回答が最も多く、情報発信や共有等については、「公助」に次いで「共助」による方法も重要と認識されている。

#### 【調査概要】

- ①調査名 地域コミュニティにおける共助による防災活動に関する意識調査
- ②調査方法 調査会社によるWebアンケート調査
- ③調査対象者 3,000人(20歳以上の神戸市、仙台市及び名古屋市在住者各1,000人を調査会社のモニター登録者の中から抽出)
- ④実施期間 平成26年2月27日～3月4日



一般的な地域活動(地縁活動)と防災活動との関係



地域の防災活動の活性化のために必要なもの(2つまで回答可)

(「防災に関してとった措置の概況 平成26年度の防災に関する計画」より内閣府作成)

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【自治会等の地域コミュニティによる支援制度等の情報提供②】

➤ 東日本大震災では、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の復興に伴う地域協力活動を通じ、コミュニティ再構築を図る「復興支援員制度」により、自治会等と連携し、住民への情報発信を行っている例がある。

### 宮城県における「復興支援員制度」活用事例

#### 【気仙沼市 自治会活動支援事業】

- 地域コミュニティの支援
  - ・地域コミュニティの支援を図るため、毎月、仮設住宅の自治組織等を訪問し自治会運営の支援を行っている。
- 地域の維持・活性化に係る活動
  - ・市が自治組織に出している補助金の活用相談等を行い、地域コミュニティの維持・活性化につなげている。
- 地域の情報収集及び情報提供
  - ・市からの情報、各仮設住宅の様子、市内の復興状況等をコミュニティペーパーに掲載し仮設住宅等に隔月に1回発行している。

#### 【石巻市 応急仮設住宅被災者自立生活支援事業】

- 仮設住宅訪問による傾聴、相談支援
  - ・自立困難世帯の仮設住宅に訪問し、生活再建意向の把握、再建に関する情報提供、相談や支援を行う。
  - 恒久住宅への早期移転に向け、各種住宅施策、賃貸住宅等の情報提供、相談、手続き等の支援を行い、自立生活への再建を促進。
- サロン活動参加による相談支援
  - ・牡鹿・荻浜地区の仮設住民の交流を促し、応急仮設住宅での生活課題の聞き取りや、相談対応を行う。
- 地域行事への参加促進
  - ・地域住民の製作による作品展示会等、地域行事への参加を促進する。

「復興支援員制度」活用事例 ～ 宮城県気仙沼市 ～			
事業名	自治会活動支援事業	事業実施主体	宮城県気仙沼市
		関係協力団体	
概要	既存自治会や仮設住宅自治会の運営支援等を行う「地域支援員」を配置。住民同士が互いに支え合う地域づくりに取り組み、コミュニティの維持・振興を図る。		
支援員数	11名	活動時期	平成24年4月～
活動地域	宮城県気仙沼市内及び一関市の一部		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティの支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの支援を図るため、毎月仮設住宅自治組織等を訪問し自治会運営の支援を行っている。</li> </ul> </li> <li>○地域の維持・活性化に係る活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が自治組織出している補助金の活用相談等を行い、地域コミュニティの維持・活性化につなげている。</li> </ul> </li> <li>○地域の情報収集及び情報提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの情報、各仮設住宅の様子、市内の復興状況等をコミュニティペーパーに掲載し仮設住宅等に隔月に1回発行している。</li> </ul> </li> </ul>		



仮設住宅自治組織訪問の様子

「復興支援員制度」活用事例 ～ 宮城県石巻市 ～			
事業名	応急仮設住宅被災者自立生活支援事業 (応急仮設住宅被災者復興支援員設置)	事業実施主体	宮城県石巻市
		関係協力団体	一般社団法人キャンパス東北 ほか
概要	仮設住宅暮らしから自立する方法、時期等について自ら判断できない世帯(以下「自立困難世帯」という。)や再建方法が未定の世帯(以下「自立未定世帯」という。)等に対し、復興支援員を派遣し、恒久住宅への早期移転に向け、各種住宅施策、賃貸住宅等の情報提供、相談、手続き等の支援を行い、仮設住宅からの円滑な移転(自立生活への再建)を促進する。 また、プレハブ仮設住宅の入居率が低下し自立困難世帯や自立未定世帯の孤立化が心配されるため、訪問による面談、傾聴等による孤立予防や心のケア、サロン活動や地域行事等への参加促進に取り組むもの。		
支援員数	5人	活動時期	平成27年8月から
活動地域	石巻市内のプレハブ仮設住宅団地		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅訪問による傾聴、相談支援…自立困難世帯の仮設住宅に訪問し、生活再建意向の把握、再建に関する情報提供、相談や支援を行う。</li> <li>○サロン活動参加による相談支援…牡鹿・荻浜地区の仮設住民の交流を促し、応急仮設住宅での生活課題の聞き取りや、相談対応を行う。</li> <li>○地域行事への参加促進…地域住民の製作による作品展示会等、地域行事への参加を促進する。</li> </ul>		



地域で開催された作品の展示会に住民と参加



仮設住宅訪問の様子



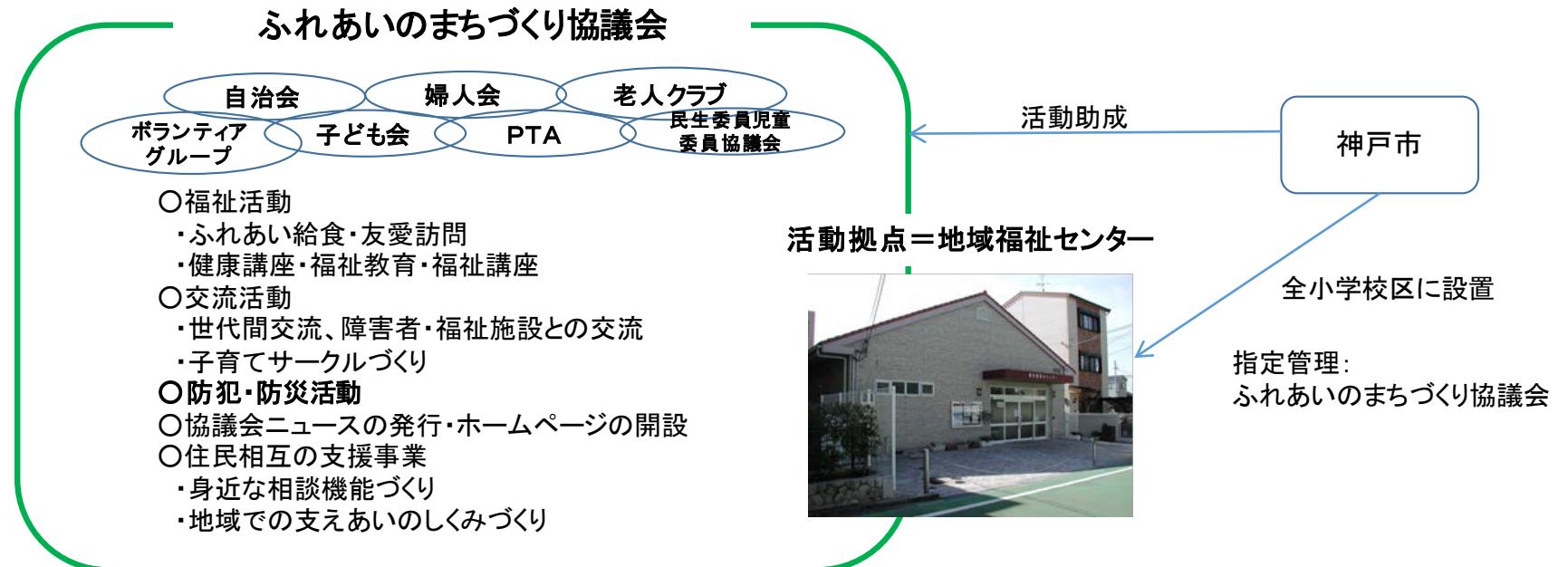
サロン活動の様子

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【ふれあいのまちづくり協議会(神戸市)】

- 神戸市では、高齢者、障がい者、児童などすべての市民が、地域社会のあたたかいふれあいの中で、自立と連携を図り、快適な日常生活を送ることができるまちづくりをめざすため、地域の各種団体のネットワークを生かし、地域の福祉ニーズを把握して、地域の実情に合った福祉活動・交流活動を行うなど市民と市が協働して地域福祉の向上をめざしていく「ふれあいのまちづくり事業」を実施している。
- この中で、自治会・婦人会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・子ども会・青少年育成協議会・PTA・ボランティアグループの方々が中心となって「ふれあいのまちづくり協議会」を自主的に結成し、「地域福祉センター」の管理にあたるとともに、当該センターを拠点として、地域の福祉活動及び交流活動を企画・実施している。
- 市は、ふれあいのまちづくり協議会が主体的に取り組む福祉、環境、防災、教育等さまざまな分野における活動を支援するため、その経費の一部を助成している。



- S52.1 神戸市民の福祉をまもる条例の制定
- S61.5 地域福祉センターの開設を開始
- H2.3 神戸市ふれあいのまちづくり条例の制定  
(ふれあいのまちづくり事業の全市展開)
- H23.4 全小学校区に地域福祉センターを設置

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【被災者の再建支援のための総合的な相談窓口】

- 総合的な相談窓口については、防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。」と位置付けられている。
- 熊本市では、平成28年熊本地震からの生活再建支援に係る総合相談窓口を開設しており、見舞金・義援金・生活再建支援金等に関するもの、住宅融資に関するもの等、多様な要望に対応しているほか、弁護士や司法書士による法律相談にも対応している。

### 【防災基本計画(抄)】

(防災基本計画)

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

### 【熊本市における総合的な相談窓口】

熊本市における被災者生活再建支援  
のための総合相談窓口  
(2017年7月1日時点)

- 見舞金・義援金・生活再建支援金 等
- 住宅融資相談
- 法律相談(弁護士)
- 法律相談(司法書士)
- 被災住宅の応急修理
- 民間賃貸住宅借上げ

# 6-1. 住宅再建・生活再建を促進するための支援

## (3) 災害への備え、自力再建の促進

### 【被災者の再建支援のための総合的な相談窓口の事例(神戸市)】

- ▶ 神戸市では、被災者の住宅の自力再建の際の融資、税制、建設工法、工務店選び等についての相談や情報提供を行う支援窓口の拠点として、民間企業の協力を得て『神戸・復興住宅メッセ』(H7.1~H10.3, 運営:神戸市住宅供給公社)を設置した。
  - ・事業主体:神戸市、神戸市住宅供給公社、民間住宅・建築関係団体、住宅メーカー、地元工務店、デベロッパ等
  - ・事業内容:建築、法律、税務、融資制度の相談、資金計画から設計、施工までの相談、協調建替コーディネーター・住宅再建ヘルパーの派遣等
  - ・実績:開設以来、3年間で約50,000組の市民が来場した。
- ▶ 『神戸・復興住宅メッセ』の経験を活かし、すまい手への総合支援を行うことを目的とする窓口として、官民ネットワークによる『神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)』をH12.10に開設(運営:神戸市住宅供給公社)し、現在は事業内容の充実を図りつつ、『神戸市すまいとまちのあんしん支援センター』(運営:神戸すまいまちづくり公社)として再編された。
- ▶ 『すまいるネット』の運営には多様な住まいに関連する団体が参画し、このネットワークを活かした相談、情報提供及び普及啓発を柱に様々な事業を展開している。(年間利用者数:約17,000人、一般相談:約5,780件(H28))

神戸・復興住宅メッセ(H7.1~H10.3)

↓ 住宅相談のノウハウが蓄積



H12.10~

- ・建築士、消費生活相談員、ファイナンシャルプランナーによる「一般相談」
- ・弁護士等による「専門相談」
- ・現地へ建築士等の専門家を派遣する「現地簡易アドバイス」

<運営委員会の主な加入団体>

- ・兵庫県弁護士会
- ・神戸市消費者協会
- ・日本建築家協会兵庫地域会
- ・兵庫県建築設計監理協会
- ・兵庫県建築士事務所協会神戸支部
- ・兵庫県建築士会神戸支部
- ・神戸市建築協力会
- ・兵庫県宅地建物取引業協会
- ・全日本不動産協会兵庫県本部
- ・住宅金融支援機構近畿支店
- ・UR都市機構西日本支社



情報提供

相談

普及・啓発

- ・各種すまいの物件情報の提供  
(宅建協会窓口(民間住宅)、高齢者向け住宅・施設、公営住宅(市営住宅、県営住宅))
- ・信頼できる業者探しの支援「選定支援システム」

- ・セミナーの開催、冊子の発行等による啓発
- ・学校や専門家団体と連携し、「住」をテーマに小中学校で授業「住教育」
- ・地域の会合に出向き、住まいに関する身近なテーマで講座「出前講座」

## 6-2. 復興まちづくりとの連携

### (3) 自力再建に向けた用地の確保

#### 【南海トラフ地震対策特別措置法の特例による集団移転促進事業】

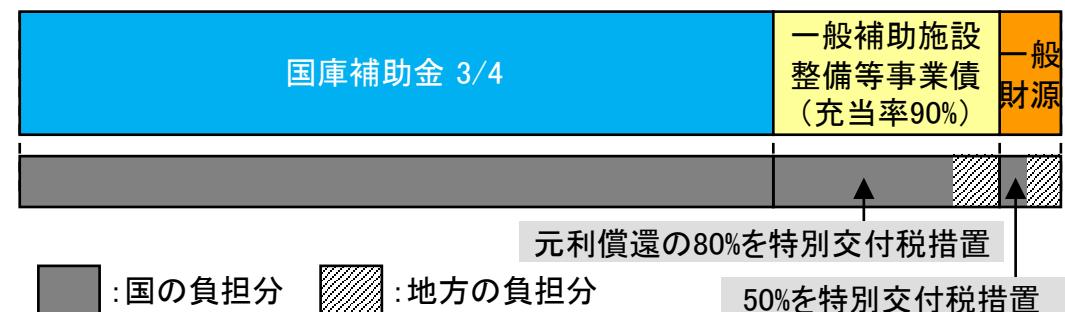
- 南海トラフ地震対策特別措置法第16条に規定する特例を受けて実施される集団移転促進事業の補助対象経費については、通常に比べ、以下の事項が拡充されている。
  - ・住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設(高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他迅速な避難の確保を図るため特に配慮を必要とする者が利用する施設)の敷地の用地取得及び造成(関連する公共施設整備を含む。)以下同じ。)に要する経費を補助対象化
  - ・当該要配慮者施設の敷地の用地取得及び造成に要する経費を現行の補助限度額に追加
  - ・住宅団地(要配慮者施設含む)の用地を譲渡する場合における、当該住宅団地の用地取得及び造成に要する経費が当該住宅団地の用地の譲渡対価を超える場合の差額を補助対象化
  - ・要配慮者施設に関連する住居(以下、「関連住居」)が多数存在していることなどにより、関連住居等の移転を1つの集団移転促進事業で実施することが困難な場合は、「関連住居等の移転に関する計画(全体計画)」を集団移転促進事業計画と併せて提出することで、合意形成が図られた地区から順次段階的に集団移転促進事業を実施する、集団移転促進事業の弾力的な運用が可能
- ただし、要配慮者施設の用に供する土地の取得及び造成を行う場合においては、
  - ・要配慮者施設の用に供する土地の面積は当該要配慮者施設の移転前の土地の面積と同等の面積を上限とすること
  - ・要配慮者施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に要配慮者施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とすること

等が要件となっている。
- また、拡充内容の活用にあたっては南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に防災集団移転促進事業を記載する必要がある。この場合、あわせて防集法第3条に基づく防災集団移転促進事業計画を策定する必要があり、手続きを並行して進めることが必要となる。

#### 地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

#### 補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



# 6-2. 復興まちづくりとの連携

## (3) 自力再建に向けた用地の確保

### 【防災集団移転促進事業の柔軟な運用】

- 防災集団移転促進事業は、危険な区域からの住宅の集団的な移転を促進するものであり、事業を実施する地方公共団体は、移転促進区域内の住民の意向を尊重しつつ、すべての住宅が移転されるよう配慮する必要がある。
- ただし、移転促進区域内の全ての住民が同じ移転先に行かなければならないわけではなく、移転促進区域や移転先の設定、また移転のタイミングについては柔軟に対応することが可能である。
- 上記のような柔軟性について、国土交通省では、平成25年9月に防災集団移転促進事業の運用について「ガイダンス」を作成している。

<p>複数の移転促進区域から、ひとつの住宅団地へ移転するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移転促進区域は、ひとつの地区に限定せず複数の小規模な集落で設定することも可能。(ひとつの住宅敷地だけを設定することも可能)</li> </ul>	
<p>ひとつの移転促進区域から、複数の住宅団地に移転するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ひとつの移転先(住宅団地)には5戸以上の住宅建設が必要。</li> <li>➤ 必ずしも隣接して整備する必要はない。</li> </ul>	
<p>移転促進区域内で、移転のタイミングが異なるケース (一部被災者の移転反対等の意見のために合意形成が進まなくなり、防集事業の実施そのものが遅れることを防ぐ目的)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同じ時期に移転が進まなくても、移転に賛成する被災者を対象に移転促進区域を設定することが可能。</li> <li>➤ 事業を進めながら移転反対者を含む全体の合意形成を進め、適宜事業計画の変更が可能。</li> </ul>	

[国土交通省「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について(ガイダンス)より内閣府作成]